

船舶事故調査報告書

平成26年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

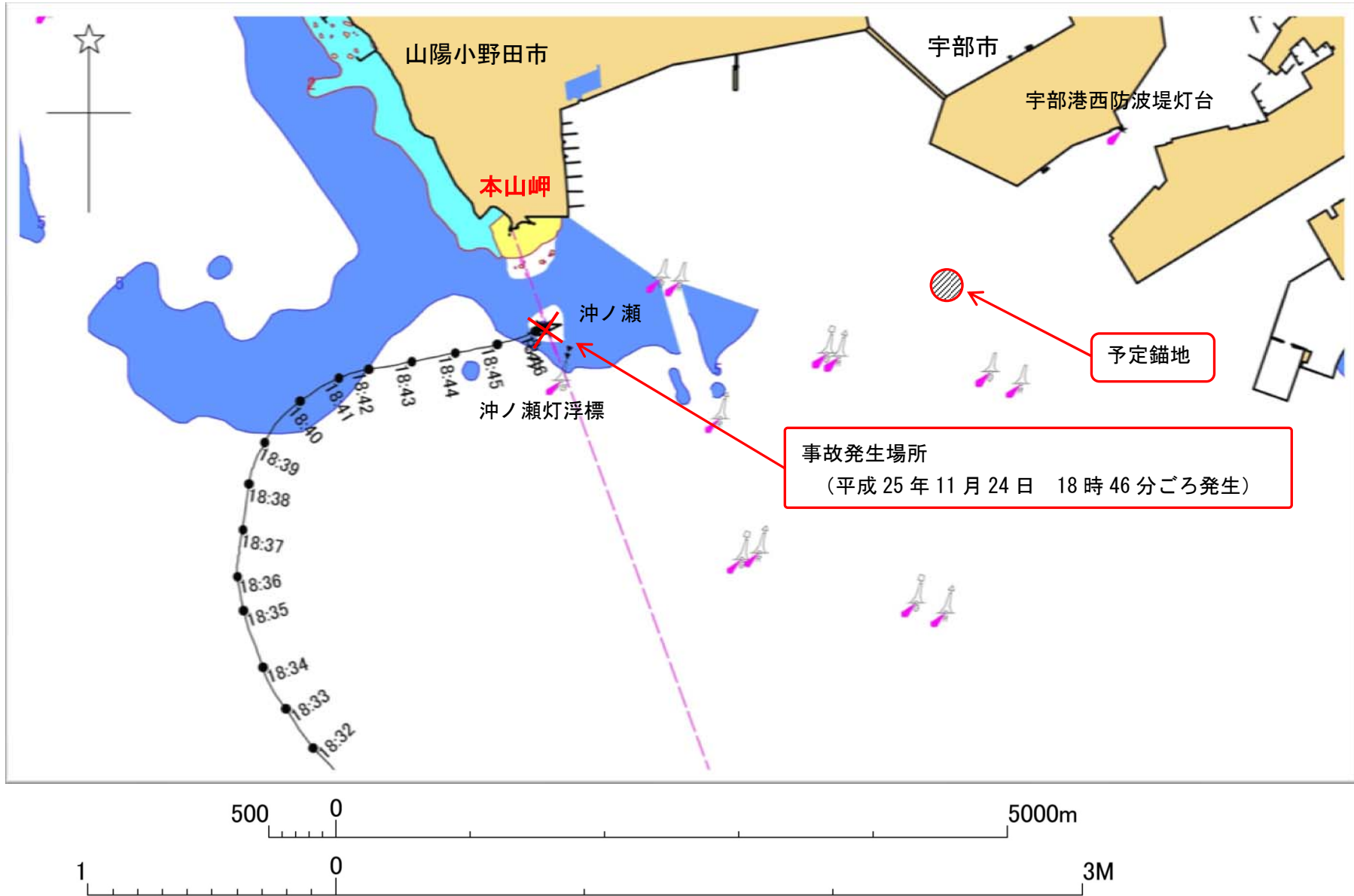
委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年11月24日 18時46分ごろ
発生場所	山口県山陽小野田市本山岬南方沖（山口県宇部港港界付近） 山口県宇部市所在の宇部港西防波堤灯台から真方位251° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯33° 55.4′ 東経131° 11.0′）
事故調査の経過	平成25年11月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	液体化学薬品ばら積船 ^{かいゆう} 海悠21、749トン 136533、日宝商船有限会社 69.98m×11.50m×5.35m、鋼 ディーゼル機関、1,323kW、平成13年2月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 二級海技士（航海） 免許年月日 昭和55年8月6日 免状交付年月日 平成25年7月24日 免状有効期間満了日 平成30年9月13日 一等航海士 男性 48歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成19年8月14日 免状交付年月日 平成24年8月10日 免状有効期間満了日 平成29年8月13日
死傷者等	なし
損傷	船体前部船底外板右舷側に破口、船底外板に凹損及び擦過傷、両舷ビルジキールに曲損、シューピースに擦過傷、プロペラブレードに欠損及び曲損
事故の経過	本船は、船長及び一等航海士ほか3人が乗り組み、発煙硫酸を積載し、船首約4.1m、船尾約5.0mの喫水により、宇部市沖の予定錨地へ向けて西北西進中、単独で船橋当直中の一等航海士が、錨地到着が指定時刻（平成25年11月24日19時00分）より早まっていたので、調整するため、本山岬南方沖まで航行し、その後、自動操舵

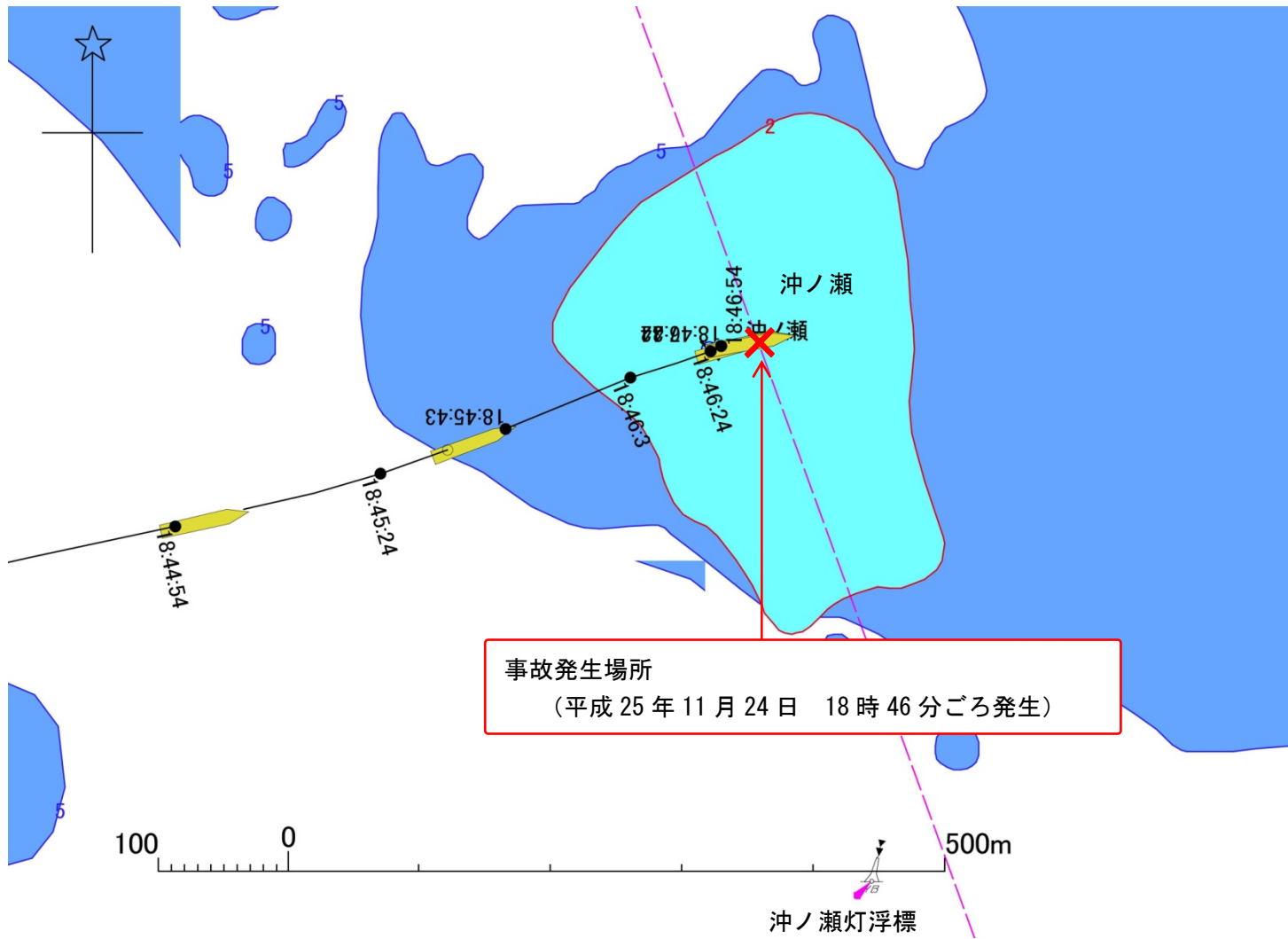
	<p>で右転することとした。</p> <p>一等航海士は、右転後、予定錨地へ向けて約10.8ノットの対地速力で東北東進中、沖ノ瀬灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）南方沖に漁船の灯火を発見し、これが移動、停止を繰り返したため、大きく避航しようとし、本件灯浮標を右に見て航行したところ、18時46分ごろ本件灯浮標北方の沖ノ瀬に乗り揚げて停止した。</p> <p>船長は、自室で船体の異常な振動及び音を感じて昇橋し、乗揚を確認したので、直ちにテレグラフハンドルを停止位置へ操作した。</p> <p>船長は、本事故発生後、海上保安庁などの関係各所へ連絡した後、乗組員に船体の損傷状況を調査させた結果、1番（右舷）バラスタタンの浸水を確認したが、浸水量は少なく、転覆などの危険はなく、満潮時刻を待てば、本船単独で離礁可能と判断した。</p> <p>船長は、23時20分ごろ、テレグラフハンドルを前進位置へ操作したところ、本船は離礁し、23時55分ごろ予定錨地に錨泊した。（付図1 推定航行経路図、付図2 推定航行経路図（詳細図）、付表1 AIS記録（抜粋） 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約10m/s、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、潮高 約1.5m、波高 約1m</p> <p>日没時刻：17時08分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、船橋当直交替の際、一等航海士に本件錨地への進路手順の概略を説明した。</p> <p>一等航海士は、本件灯浮標南方沖の漁船を避航する際、船位の確認を行わなかった。</p> <p>一等航海士は、GPSプロッターを本事故発生場所の水深が表示される設定で使用していなかった。</p> <p>本件灯浮標は、黒色逆円すい形2個を縦掲し、灯体を上部黄色、下部黒色に塗装した南方位標識であり、灯質は、群急閃白光15秒ごとに急閃光6回長閃光1回である。</p> <p>本事故発生場所付近は、沖ノ瀬と称する浅所となっており、水深は約0.9～2.0m、底質は岩であり、本事故時の水深は、約2.4～3.5mであった。</p> <p>本事故における液体化学薬品の流出は、発生しなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、本山岬南方沖を自動操舵で予定錨地に向けて東北東進中、一等航海士が、本件灯浮標南方沖に漁船の灯火を発見し、避航して本件灯浮標を右に見て航行したものの、船位の確認を行っていなかったことから、本件灯浮標北方の沖ノ瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、本山岬南方沖を自動操舵で予定錨地に向けて東北東進中、一等航海士が、本件灯浮標南方沖に漁船の灯火を発見し、避航して本件灯浮標を右に見て航行したものの、船位の確認を行っていなかったため、本件灯浮標北方の沖ノ瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>運航管理者は、本事故を踏まえ、事故原因及び事故防止対策などを管理している各船に通達した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、当直者に航海計画の指示を詳細に行うこと。 ・ 当直者は自己の経験を過信せず、安全管理規程を遵守すること。 ・ 自船の満載喫水時における乗揚危険水域を使用海図に明記すること。

付図1 推定航行経路図



付図2 推定航行経路図（詳細図）



付表1 A I S記録(抜粋)

平成25年11月24日

時刻 (時:分:秒)	北緯 (° -' -")	東経 (° -' -")	船首方位 (°)	対地針路 (°)	対地速力 (kn)
18:30:02	33-53-24.9	131-10-11.2	317	316.9	11.8
18:32:04	33-53-42.3	131-09-51.6	322	317.3	11.8
18:33:04	33-53-51.9	131-09-43.4	325	325.0	11.9
18:34:04	33-54-02.2	131-09-36.6	341	339.9	11.8
18:35:19	33-54-16.3	131-09-30.8	351	349.0	11.6
18:36:03	33-54-24.8	131-09-29.1	000	354.7	11.7
18:37:04	33-54-36.2	131-09-30.6	009	008.9	11.5
18:38:03	33-54-47.6	131-09-32.4	014	009.5	11.4
18:38:33	33-54-52.9	131-09-34.2	026	021.9	11.1
18:39:03	33-54-57.9	131-09-37.2	028	024.9	11.1
18:39:30	33-55-02.4	131-09-40.4	042	040.4	10.7
18:39:56	33-55-05.6	131-09-44.0	050	045.5	10.5
18:40:19	33-55-08.2	131-09-47.9	057	055.7	10.5
18:41:20	33-55-13.9	131-09-58.9	070	068.5	10.8
18:42:03	33-55-16.0	131-10-08.0	079	078.9	10.8
18:43:03	33-55-17.9	131-10-21.0	078	078.5	10.8
18:44:03	33-55-20.0	131-10-33.8	080	079.6	10.7
18:44:54	33-55-21.9	131-10-44.3	077	076.8	10.6
18:45:24	33-55-23.1	131-10-50.4	071	073.1	10.4
18:45:43	33-55-24.3	131-10-54.1	068	068.0	10.2
18:46:03	33-55-25.5	131-10-57.8	073	070.6	7.7
18:46:24	33-55-26.2	131-11-00.1	074	068.4	4.2
18:46:34	33-55-26.3	131-11-00.5	079	049.2	0.3
18:46:54	33-55-26.3	131-11-00.5	079	048.6	0.1
18:47:14	33-55-26.3	131-11-00.5	079	051.4	0.0

(注) 船位は、船橋上部に設置されたGPSアンテナの位置である。